

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）

改 正 案	現 行
目次 第一章 定義（第一条） 第二章 控除資産の額（第二条） 第三章 市場リスク相当額 第一節 総則（第三条） 第二節 標準的方式（第四条―第九条） 第三節 内部管理モデル方式（第十条―第十四条） 第四章 取引先リスク相当額（第十五条） 第五章 基礎的リスク相当額（第十六条） 第六章 雑則（第十七条・第十八条） 附則 第一章 定義 （定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 三 （略）	目次 第一章 定義（第一条） 第二章 控除資産の額（第二条） 第三章 市場リスク相当額 第一節 総則（第三条・第四条） 第二節 標準的方式（第五条―第十条） 第三節 内部管理モデル方式（第十一条―第十五条） 第四章 取引先リスク相当額（第十六条・第十七条） 第五章 基礎的リスク相当額（第十八条） 第六章 雑則（第十九条・第二十条） 附則 第一章 定義 （定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 三 （略）

四 指定国 次に掲げる国（地域を含む。以下同じ。）をいう。

イ 日本国
ロ アイルランド
ハ アメリカ合衆国
ニ イタリア共和国
ホ オーストラリア連邦
ヘ オーストリア共和国
ト オランダ王国
チ カナダ
リ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
ヌ シンガポール共和国
ル スイス連邦
ヲ スウェーデン王国
ワ スペイン
カ デンマーク王国
ヨ ドイツ連邦共和国
タ ニュージーランド
レ ノルウェー王国
ソ フィンランド共和国
ツ フランス共和国
ネ ベルギー王国
ナ ポルトガル共和国
ラ ルクセンブルグ大公国

四 指定国 この告示において「指定国」とは、次に掲げる国（地域を含む。以下同じ。）をいう。

日本国、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、ルクセンブルグ大公国並びに香港特別行政区

ム 香港特別行政区

五 適格格付業者 金融庁長官が別に指定する者をいう。

五 指定格付 この告示において「指定格付」とは、金融庁長官が指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）のことに指定した次に掲げる格付をいう。

イ 指定格付機関 株式会社格付投資情報センター

格 付 AAA、AA+、AA、AA-、A+、A、

A-、BBB+、BBB、BBB-

a-1+、a-1、a-2、a-3

ロ 指定格付機関 株式会社日本格付研究所

格 付 AAA、AA+、AA、AA-、A+、A、

A-、BBB+、BBB、BBB-

J-1+、J-1、J-2、J-3

ハ 指定格付機関 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・

インク

格 付 Aa、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A

2、A3、Baa1、Baa2、Baa3

P-1、P-2、P-3

ニ 指定格付機関 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティ

ングズ・サービス

格 付 AAA、AA+、AA、AA-、A+、A、

A-、BBB+、BBB、BBB-

六 (略)

七 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。）のポジションをいう。

八・九 (略)

十 デルタ 原資産価格の微小な変化に対する当該オプション取引等の時価額の変化の割合を表す数値をいう。

十一 ガンマ 原資産価格の微小な変化に対する当該オプション取引等のデルタの変化の割合を表す数値をいう。

十二 ベガ 原資産価格のボラティリティの微小な変化に対する当該オプション取引等の時価額の変化の割合を表す数値をいう。

十三・十四 (略)

十五 コール・オプション オプション取引における原資産を買う権利をいう。

十六 (略)

十七 ストライク・プライス オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格若しくは数値又はこ

ホ 指 定 格 付 機 関	格 付
A-1+, A-1, A-2, A-3	
フィッチレーティングスリミテッド	AA+, AA+, AA+, AA-, A+, A-, BB+, BB-, BB-
	F-1+, F-1, F-2, F-3

六 (略)

七 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産のポジションをいう。

八・九 (略)

十 デルタ 原資産価格の微小な変化に対する当該オプション価格の変化の割合を表す数値をいう。

十一 ガンマ 原資産価格の微小な変化に対する当該オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。

十二 ベガ値 原資産価格のボラティリティの微小な変化に対する当該オプションのポジションの市場価値の変化額をいう。

十三・十四 (略)

十五 コール・オプション オプション取引における原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。）を買う権利をいう。

十六 (略)

十七 ストライク・プライス オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格、数値又はこれらと

れらと類似のものをいう。

十八 イン・ザ・マネー コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいう。

十九 アウト・オブ・ザ・マネー コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいう。

二十 イン・ザ・マネーの額 イン・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。

二十一 アウト・オブ・ザ・マネーの額 アウト・オブ・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。

二十二 原資産の市場リスク相当額 原資産の時価額に、第二条第六項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額をいう。

二十三 ポートフォリオ 一若しくは二以上の取引又は資産の集合体をいう。

二十四 (略)

二十五 先物取引 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)以下「法」という。(第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引(これらに類似する外国市場デリバティブ取引(同条第二十

類似のものをいう。

十八 イン・ザ・マネー コール・オプション取引においては、原資産の価格がストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格がストライク・プライスを下回っている状態をいう。

十九 アウト・オブ・ザ・マネー コール・オプション取引においては、原資産の価格がストライク・プライスを下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格がストライク・プライスを上回っている状態をいう。

二十 イン・ザ・マネーの額 イン・ザ・マネーのときのストライク・プライスと原資産の時価額との差額をいう。

二十一 アウト・オブ・ザ・マネーの額 アウト・オブ・ザ・マネーにおけるストライク・プライスと原資産の時価額との差額をいう。

二十二 原資産の市場リスク相当額 原資産の時価額に、第二条第六項に掲げる表の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額をいう。

二十三 ポートフォリオ 一又は二以上の取引又は資産の集合体をいう。

二十四 (略)

二十五 先物取引 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)以下「法」という。(第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。))並び

三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。第二十八号において同じ。）を含む。）並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）を含む。）をいう。

二十六（略）

二十七 金利先渡取引 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内又は外国において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。

二十八・二十九（略）

三十 政府債 指定国（指定国の中央銀行を含む。）の発行する債券並びに指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

三十一 適格債 地方債証券、法第二条第一項第三号に掲げる有価

に商品取引所法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる取引をいう。

二十六（略）

二十七 金利先渡取引 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。

二十八・二十九（略）

三十 政府債 指定国（指定国の中央銀行を含む。）の発行する債券並びに指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、指定格付機関により指定格付以外の格付が付与されているものを除く。

三十一 適格債 地方債証券、法第二条第一項第三号に掲げる有価

証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに金融機関（府令第百七十七条第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。）の発行するものを除く。）、国際機関の発行する債券及び適格格付業者により適格格付が付与されている債券等（政府債を除く。）をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

三十二（略）

三十三 リスク計測モデル 第三章第三節に定めるところにより、市場リスク相当額を算出するために用いるリスクを計測するモデルをいう。

三十四（略）

三十五 バック・テストイング 第十条第二項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。

三十六（略）

三十七 外国為替関連取引 異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引若しくは通貨オプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

三十八（略）

三十九 金利関連取引 同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先

証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに金融機関（府令第百七十七条第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。）の発行するものを除く。）、国際機関の発行する債券及び指定格付機関により指定格付が付与されている債券等（政府債を除く。）をいう。ただし、指定格付機関により指定格付以外の格付が付与されているものを除く。

三十二（略）

三十三 リスク計測モデル 第十四条に定めるところにより、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）が作成し使用する市場リスク相当額（府令第百七十八条第一項第一号に規定する「市場リスク相当額」をいう。以下同じ。）を算出する方法をいう。

三十四（略）

三十五 バック・テストイング 第十一条第二項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。

三十六（略）

三十七 外国為替関連取引 異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引若しくは通貨オプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

三十八（略）

三十九 金利関連取引 同一の通貨間の金利のスワップ取引、金利

渡取引、金利先物取引、金利オプション取引、債券に係る店頭デリバティブ取引、債券等の貸借、買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであって買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買であり、売戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において売戻日が定められていないものであって売戻日を定めることにより売戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、選択権付債券売買若しくは約定日から受渡日までの期間が一月以上となる債券等の売買又はこれらに類似する取引をいう。

四十 株式関連取引 株券に係る店頭デリバティブ取引若しくは株券等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

四十一～四十三 (略)

四十四 賃貸用物品 府令第六十八条第七号に掲げる業務の対象となつてゐる物品をいう。

四十五 (略)

四十六 金融機関等 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）

ロ イに準ずる指定国（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けてゐる者に限る。）

先渡取引、金利先物取引、金利オプション取引、債券等に係る店頭デリバティブ取引、債券等の貸借、買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであって買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買であり、売戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において売戻日が定められていないものであって売戻日を定めることにより売戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、選択権付債券売買若しくは約定日から受渡日までの期間が一月以上となる債券等の売買又はこれらに類似する取引をいう。

四十 株式関連取引 株券等に係る店頭デリバティブ取引若しくは株券等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

四十一～四十三 (略)

四十四 賃貸用物品 府令第六十八条第七号に掲げる物品賃貸業の対象となつてゐる物品をいう。

四十五 (略)

四十六 金融機関等 金融商品取引業者及びこれに準ずる指定国

（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けてゐる者に限る。）、国内の金融機関及びこれに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本比率基準の適用を受けてゐる会社に限る。）、銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びこれ

ハ 国内の金融機関（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

ニ ハに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ホ 銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）

ヘ ホに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

チ トに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

リ 国際機関

四十七 適格格付を付与された者 本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に適格格付が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において適格格付と同等の格付が付与されている場合には、適格格付を付与されたものとみなす。

四十八 （略）

四十九 市場リスク相当額 府令第百七十八条第一項第一号に規定

に準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本比率基準の適用を受けている会社に限る。）、金融商品取引業者を子会社とする持株会社及びこれに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）及び国際機関をいう。

四十七 指定格付を付与された者 本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に指定格付が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されたものとみなす。

四十八 （略）

（新設）

する市場リスク相当額をいい、第三章の規定に基づき算出した額をいう。	
五十 取引先リスク相当額 府令第百七十八条第一項第二号に規定する取引先リスク相当額をいい、第四章の規定に基づき算出した額をいう。	(新設)
五十一 基礎的リスク相当額 府令第百七十八条第一項第三号に規定する基礎的リスク相当額をいい、第五章の規定に基づき算出した額をいう。	(新設)
五十二 金融商品取引所 法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。	(新設)
五十三 金融商品取引清算機関 法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。	(新設)
五十四 適格格付 適格格付業者が付与した格付であつて、金融庁長官が別に定める格付をいう。	(新設)
第二章 控除資産の額	第二章 控除資産の額
(控除すべき固定資産等)	
第二条 (略)	第二条 (略)
25 (略)	25 (略)
6 前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を	6 前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次に掲げる表の区分に応じ、同表に定める率を

乗じて得た額とする。

区分	率
株券等	第五条第五項の表に定める率
債券等	第六条第四項第一号又は第二号の表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計した率
外国為替等	(略)
コモディティ等	(略)
その他	第四条第十項の表に定める率

第三章 市場リスク相当額

第一節 総則

(削る)

(市場リスク相当額の算出)

第三条 市場リスク相当額は、保有する有価証券等について、第二節に定める標準的方式又は第三節に定める内部管理モデル方式により算出した額とする。

2 前項の保有する有価証券等には、次に掲げるものを含み、府令第

乗じて得た額とする。

区分	率
株券等	第六条第五項の表に定める率
債券等	第七条第四項第一号又は第二号の表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計した率
外国為替等	(略)
コモディティ等	(略)
その他	第五条第十項の表に定める率

第三章 市場リスク相当額

第一節 総則

(市場リスク相当額)

第三条 府令第七十八条第一項第一号に規定する市場リスク相当額は、この章の規定に基づき算出した額をいう。

(市場リスク相当額の算出)

第四条 市場リスク相当額は、保有する有価証券等について、標準的方式又は内部管理モデル方式により算出した額とする。

2 前項の保有する有価証券等には、次に掲げるものを含み、府令第

百七十七条第一項各号に掲げるもの及び自己株式を含まないものとする。

一 (略)

二 金銭の信託(合同運用金銭信託(受託者が信託契約に基づき多数の委託者から金銭を受け入れこれを合同して運用し、その収益を信託した金額及び期間に応じて受益者に配分する金銭の信託をいう。)、法第四十三条の第二項の規定による信託、府令第四百四十三条第一項第二号口及び第四百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号)第九十八条第一項第一号及び第九十八条の規定によるものを除く。)に係る信託財産をもって保有する有価証券等

三・四 (略)

3・4 (略)

5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。

一 株式リスク(株価の変動による株券(普通株式への転換権のない優先株式に係る株券を除く。))及び新株予約権付社債券その他の有価証券等並びにこれらの派生商品(先物取引、オプション取引及びスワップ取引並びにこれらに類する取引をいう。以下同じ。))並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション(以下「株券等」という。)の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。)

二 金利リスク(金利の変動による債券、譲渡性預金の預金証書及

百七十七条第一項各号に掲げるもの及び自己株式を含まないものとする。

一 (略)

二 金銭の信託(合同運用金銭信託(受託者が信託契約に基づき多数の委託者から金銭を受け入れこれを合同して運用し、その収益を信託した金額及び期間に応じて受益者に配分する金銭の信託をいう。)、法第四十三条の第二項の規定による信託、府令第四百四十三条第一項第二号及び第四百四十五条第四号に規定する信託並びに商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)(以下「商品取引所法」という。))第二百十条の規定による信託を除く。)に係る信託財産をもって保有する有価証券等

三・四 (略)

3・4 (略)

5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。

一 株式リスク(株価の変動による株券(普通株式への転換権のない優先株式に係る株券を除く。))、新株予約権付社債券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション(以下「株券等」という。))の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。)

二 金利リスク(金利の変動による債券、譲渡性預金の預金証書、

普通株式への転換権のない優先株式に係る株券その他の有価証券等並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「債券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

三 外国為替リスク（外国為替相場の変動による外国為替、金及び外貨建ての有価証券等並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「外国為替等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

四 コモディティ・リスク（石油、金属（金を除く。）及び農林水産物並びにこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「コモディティ等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

6 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を第一項及び第四項の規定により算出した市場リスク相当額に加算しなければならない。

一 同一の者が発行する有価証券等（指定国（指定国の中央銀行を含む。）の発行する債券、指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。）及び第二項第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。）の保有額が、固定化されていない自己資本の額（自己資本から第二条の規定により算出した額を控除した額をいう。以下同じ。）に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合（次号に掲げる

普通株式への転換権のない優先株式に係る株券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「債券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

三 外国為替リスク（外国為替相場の変動による外国為替、金、外貨建ての有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「外国為替等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

四 コモディティ・リスク（石油、金属（金を除く。）、農林水産物及びこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「コモディティ等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

6 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を第一項及び第四項の規定により算出した市場リスク相当額に加算しなければならない。

一 同一の者が発行する有価証券等（指定国（指定国の中央銀行を含む。）の発行する債券並びに指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（指定格付機関により指定格付以外の格付が付与されているものを除く。）並びに第二項第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。）の保有額が、固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）当該有価証券等に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗

場合を除く。) 当該有価証券等に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額

二〇四 (略)

7・8 (略)

第二節 標準的方式

(標準的方式)

第四条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第九条までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額とする。

2 オプション取引等については、次に掲げる方法並びに次条第一項及び同項の表に掲げる方法により、市場リスク相当額を算出しなければならぬ。

一 デルタ・プラス法

二 簡便法

3 デルタ・プラス法を用いて算出する市場リスク相当額は、オプション取引等の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、各リスク・カテゴリーにおいて想定上のポジションとみなし、当該ポジションについて、他の取引と同様の市場リスク相当額の算出方法を用いて得た額にガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を加算した額とする。

じて得た額

二〇四 (略)

7・8 (略)

第二節 標準的方式

(標準的方式)

第五条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第十条までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額とする。

2 オプション取引等については、次に掲げる方法及び次条第一項の表に掲げる方法により、市場リスク相当額を算出しなければならぬ。

一 デルタ・プラス法

二 簡便法

3 デルタ・プラス法を用いて算出する市場リスク相当額は、オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、各リスク・カテゴリーにおいて想定上のポジションとみなし、当該ポジションについて、他の取引と同様の市場リスク相当額の算出方法を用いて得た額とする。この場合において、ガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を算出し、これを市場リスク相当額に加算し

4 前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

(注) VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法
株券等	原資産の時価額×八パーセント
債券等(金利を除く。)	原資産の時価額×第六条第六項の表に定める率
金利	第六条第四項第二号の表に定める想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の時価額の変化額
外国為替等	原資産の時価額×八パーセント
コモディティ等	原資産の時価額×十五パーセント

5 第三項のベガ・リスク相当額は、各オプション取引等について、ベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計し、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下二十五パーセント変動した場合における想定変動幅を原資産が同一である

なければならない。

4 前項において規定するガンマ・リスク相当額は、各オプション取引について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引ごとに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

(注) VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法
株券等	原資産の市場価値×八パーセント
債券等(金利を除く。)	原資産の市場価値×第七条第四項第一号の表に定める率
金利	第七条第四項第二号の表に定める想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
外国為替等	原資産の市場価値×八パーセント
コモディティ等	原資産の市場価値×十五パーセント

5 第三項において規定するベガ・リスク相当額は、各オプション取引について、算出したベガ値を、原資産が同一であるオプション取引ごとに合計し、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下二十五パーセント変動した場合における当該合計額の想

6 簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。 一 オプション取引等の原資産の時価額に第二条第六項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額 二次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額		オプション取引等(ことに合算したもの)のうち、負であるものの絶対額を合計して得た額とする。	
オプション取引等に係る取引証拠金(外国におけるこれに相当するものを含む。)を金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託している場合	区分	市場リスク相当額	当該金融商品取引所又は当該金融商品取引清算機関に預託している取引証拠金の額(取引証拠金の追加差入れ義務が生じた場合における当該追加額を含む。)
(略)	(略)		

三 オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合にお

6 簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。 一 オプション取引の原資産の時価額に第二条第六項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額 二次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額		定変動幅を合計して得た額とする。	
オプション取引に係る取引証拠金(海外におけるこれに相当するものを含む。)を金融商品取引所(法第二条第十六項に規定する「金融商品取引所」をいう。以下同じ。)又は金融商品取引清算機関(法第二条第二十九項に規定する「金融商品取引清算機関」をいう。以下同じ。)に預託している場合	区分	市場リスク相当額	当該金融商品取引所又は当該金融商品取引清算機関に預託している取引証拠金の額(取引証拠金の追加差入れ義務が生じた場合における当該追加額を含む。)
(略)	(略)		

三 オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合にお

いて、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額	
区分	市場リスク相当額
オプションがデイト・イン・ザ・マネー（コール・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを下回っている状態をいう。）のとき 原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネー	原資産の市場リスク相当額とオプションのイン・ザ・マネーの額（残存期間が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスと適切な先物価格との差額をいう。これができない場合は、イン・ザ・マネーの額は零とする。）を相殺した額

いて、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額	
区分	市場リスク相当額
オプションがデイト・イン・ザ・マネーのとき 原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネー	相殺した額

ーのとき 原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であつて、オプションがイン・ザ・マネーのとき	(略)
---	-----

7 ガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を算出する場合には、次の各号に掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、当該各号に定める条件を満たすものについては、原資産が同一とみなすことができる。

- 一 株券等に係るオプション取引等 原則として、国が同一であること。
- 二 債券等に係るオプション取引等 残存期間及び表面利率に対応する期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。
- 三 外国為替等に係るオプション取引等 通貨の組合せが同一であること。

8・9 (略)

10 二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーごとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等については、当該

ーのとき 原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であつて、オプションがイン・ザ・マネーのとき	(略)
---	-----

7 ガンマ・リスク及びベガ・リスクを算出する場合には、次の一号から三号までに掲げるオプション取引に係るポジションのうち、それぞれ一号から三号までに定める条件を満たすものについては、原資産が同一とみなすことができる。

- 一 株券等に係るオプション取引 原則として、国が同一であること。
- 二 債券等に係るオプション取引 残存期間等に対応する期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。
- 三 外国為替等に係るオプション取引 通貨の組合せが同一であること。

8・9 (略)

10 二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーごとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等については、当該

有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額（外国為替リスク相当額を除く。）とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。

有価証券等の区分	率（パーセント）
・新株予約権付社債券	同一の発行者が発行する株券について、 第二条第六項の表に掲げる区分に応じ、 同表に定める率。ただし、金融商品取引 所に上場されているものであって、時価 が額面価額以下のものについては、同一 の発行者が発行する残存期間が同一の 社債券について、同表に掲げる区分に応 じ、同表に定める率とすることができる。
・新株予約権証券	同一の発行者が発行する株券等につい て、 <u>第二条第六項</u> の表に掲げる区分に応

有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額（外国為替リスク相当額を除く。）とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。

有価証券等の区分	率（パーセント）
・新株予約権付社債券	同一の発行者が発行する株券について、 第二条第三項の表に掲げる区分に応じ、 同表に定める率。ただし、金融商品取引 所に上場されているものであって、時価 が額面価額以下のものについては、同一 の発行者が発行する残存期間が同一の 社債券について、同表に掲げる区分に応 じ、同表に定める率とすることができる。
・新株予約権証券	同一の発行者が発行する株券等につい て、 <u>第二条第三項</u> の表に掲げる区分に応

・外国投資証券		・投資証券		・受益証券 ・外国カー ド・ロー ン債権信 託受益権 証書		じ、同表に定める率に四を乗じた率
				国内で発行 されたもの	外国で発行 されたもの	
指定国で発行されたもの	十六・〇〇	短期公社債投資信託	短期公社債投資信託	一・七〇	五・三五	十六・〇〇
その他	〇	指定国で発行されたもの (短期公社債投資信託を 除く。)	その他	三・四〇	十六・〇〇	三十二・〇

・外国投資証券		・投資証券		・受益証券 ・海外カー ド・ロー ン債権信 託受益権 証書		じ、同表に定める率に四を乗じた率
				国内で発行 されたもの	外国で発行 されたもの	
指定国で発行されたもの	十六・〇〇	短期公社債投資信託	短期公社債投資信託	一・七〇	五・三五	十六・〇〇
その他	〇	指定国で発行されたもの	その他	三・四〇	十六・〇〇	三十二・〇

品 株価指数に係る派生商品	派生商品の種類 留意事項	次に掲げるいずれかの方法により、関連する原資産のポジションに
品 株価指数に係る派生商品	派生商品の種類 留意事項	次に掲げるいずれかの方法により、関連する原資産のポジションに

品 株価指数に係る派生商品	派生商品の種類 留意事項	株価指数に係る派生商品については、次に掲げるいずれかの方法に
--	---	--

	派生商品一般		
変換しなければならない。 1. 単一の換算ポジション 2. 各構成銘柄のポジション	次に掲げるいずれかの方法により、金利変動に係るリスク相当額を算出しなければならない。 1. 簡便法 残存期間の異なる当該派生商品ごとに、その原資産の時価額に次の表に掲げる残存期間の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額を算出し、その絶対値の合計額を金利リスク相当額に加算する方法 <table border="1" data-bbox="443 616 544 1052"> <tr> <th>残存期間 (略)</th><th>率(パーセント) (略)</th></tr> </table> 2. 金利リスク相当額として算出する方法 金利感応度(金利の変動に対する派生商品の価値の変動をいう。	残存期間 (略)	率(パーセント) (略)
残存期間 (略)	率(パーセント) (略)		

	派生商品一般		
より、関連する原資産のポジションに変換しなければならない。 1. 単一の換算ポジション 2. 各構成銘柄のポジション	派生商品(先物取引、オプション取引、スワップ取引等)については、次に掲げるいずれかの方法により、金利変動に係るリスク相当額を算出しなければならない。 1. 簡便法 残存期間の異なる当該派生商品ごとに、その原資産の時価額に次の表に掲げる残存期間の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額を算出し、その絶対値の合計額を金利リスク相当額に加算する方法 <table border="1" data-bbox="443 1512 544 1948"> <tr> <th>残存期間 (略)</th><th>率(パーセント) (略)</th></tr> </table> 2. 金利リスク相当額として算出する方法 金利感応度(金利の変動に対する派生商品の価値の変動をいう。	残存期間 (略)	率(パーセント) (略)
残存期間 (略)	率(パーセント) (略)		

	第七条において同じ。）の分析等により、同一通貨建ての当該ポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券等のポートフォリオとみなすことにより金利リスク相当額として算出する方法
--	--

2 (略)

3 第一項の一般市場リスク相当額は、すべてのロング・ポジションの時価額とすべてのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、第五項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

4 第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

区分	率（パーセント）
(略)	(略)

(注) (略)

5 一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分

	第八条において同じ。）の分析等により、同一通貨建ての当該ポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券等のポートフォリオとみなすことにより金利リスク相当額として算出する方法
--	--

2 (略)

3 第一項の一般市場リスク相当額は、すべてのロング・ポジションの時価額とすべてのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額とする。

4 第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。

区分	率（パーセント）
(略)	(略)

(注) (略)

5 一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分

に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。

区分	率（パーセント）
(略)	(略)

(金利リスク相当額)

第八条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項
先物取引 先渡取引	(略)

に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、当該超える部分については、前二項の規定を適用しない。

区分	率（パーセント）
(略)	(略)

(金利リスク相当額)

第七条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項
先物取引 先渡取引	(略)

4	2・3 (略)	前項第一号及び第二号イからハまでのリスク相当額は、次の各号	先物取引 スワップ取引 金利先渡取引	派生商品のロング・ポジションとショート・ポジションが、同一の原資産に係るものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める条件を満たした場合に相殺することができる。			
				区分	条件	(略)	(略)
			・スワップ取引 ・金利先渡取引		1. (略) 2. 残存期間の差が、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(3)までに定める期間内であること。 (1) 双方又は一方の残存期間が一月未満の場合 同日 (2) 双方又は一方の残存期間が一年以上一年以下の場合(1)に掲げる場合を除く。 七日以内 (3) 残存期間が一年超の場合 三十日以内		

4	2・3 (略)	前項のリスク相当額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に	先物取引 スワップ取引 金利先渡取引	派生商品のロング・ポジションとショート・ポジションが、同一の原資産に係るものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める条件を満たした場合に相殺することができる。			
				区分	条件	(略)	(略)
			・スワップ取引 ・金利先渡取引		1. (略) 2. 残存期間等の差が、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(3)までに定める期間内であること。 (1) 双方又は一方の残存期間等が一月未満の場合 同日 (2) 双方又は一方の残存期間等が一年以上一年以下の場合(1)に規定する場合を除く。 七日以内 (3) 残存期間等が一年超の場合 三十日以内		

に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 マチュリティ法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる期間帯（債券等が残存期間又は次の金利更改日までの期間により分類したものをいう。）及び表面利率の区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

ゾーン	期間帯（残存期間）及び表面利率		率（パーセント）	
	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	指定国の通貨	その他の通貨
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

二 デュレーション法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、価格感応度（債券等ごとに、次の表に掲げる期間帯（キャッシュ・フローが発生するまでの期間についてキャッシュ・フローの現在価値により加重平均することにより得られる期間をいう。）の区分に応じ同表に定める想定金利変動幅に対する当該債券等の価格感応度として計測したものをいう。次項において同じ。）を乗じて得た額

ゾーン	期間帯（残存期間）	想定金利変動幅	
		(パーセント・ポイント)	(略)
(略)	(略)	指定国の通貨	その他の通貨
(略)	(略)	(略)	(略)

定める額とする。

一 マチュリティ法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる期間帯（債券等が残存期間又は次の金利更改日までの期間により分類したものをいう。）の区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

ゾーン	期間帯（残存期間等）		率（パーセント）	
	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	指定国の通貨	その他の通貨
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

二 デュレーション法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、価格感応度（債券等ごとに、次の表に掲げる期間帯（キャッシュ・フローが発生するまでの期間についてキャッシュ・フローの現在価値により加重平均することにより得られる期間をいう。）の区分に応じ同表に定める想定金利変動幅に対する当該債券等の価格感応度として計測したものをいう。次項において同じ。）を乗じて得た額

ゾーン	期間帯（残存期間等）	想定金利変動幅	
		(パーセント・ポイント)	(略)
(略)	(略)	指定国の通貨	その他の通貨
(略)	(略)	(略)	(略)

5 (略)

6 第一項の個別リスク相当額は、発行者並びに配当及び残余財産の分配に係る順位が同一の債券等ごとのロング・ポジションの時価額又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額のうちいずれか多い額の合計額とする。

区分		率(パーセント)
(略)	適格債	(略)
	残存期間六月以下	〇・二五
	残存期間六月超二十四月以下	一・〇〇
	残存期間二十四月超	一・六〇
(略)	(略)	(略)

(金利感応度の分析の承認)

第七条 金融商品取引業者は、金利感応度の分析を行っているときは、所管金融庁長官等（府令第一条第四項第四号に規定する「所管金融庁長官等」をいう。以下同じ。）の承認を受けて、同一通貨建ての派生商品に係るポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券のポートフォリオとみなして前条第一項の一般市場リスク相当額を算出することができる。

5 (略)

6 第一項の個別リスク相当額は、発行者並びに配当及び残余財産の分配に係る順位が同一の債券等ごとのロング・ポジションの時価額又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額のうちいずれか多い額の合計額とする。

区分		率(パーセント)
(略)	適格債	(略)
	残存期間等六月以内	〇・二五
	残存期間等六月超二十四月以内	一・〇〇
	残存期間等が二十四月超	一・六〇
(略)	(略)	(略)

(金利感応度の分析の承認)

第八条 金融商品取引業者は、金利感応度の分析を行っているときは、所管金融庁長官等（府令第一条第四項第四号に規定する「所管金融庁長官等」をいう。以下同じ。）の承認を受けて、同一通貨建ての派生商品に係るポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券のポートフォリオとみなして前条第一項の一般市場リスク相当額を算出することができる。

2 (略) 3 所管金融庁長官等は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一 三 (略) 四 各格子点における金利の変化分の合成により得られる曲線が当該債券のポートフォリオの利回り曲線に係る同一の各格子点の金利の変化分の合成により得られる曲線と近似していることその他客観的な事情により、金利感応度を同一の金利の変動に対応する債券のポートフォリオの価値の変動と同視しうることを。 4 第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、金利感応度の分析方法を変更しようとする場合は、所管金融庁長官等の承認を受けなければならない。 5 (略)	2 (略) 3 所管金融庁長官等は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一 三 (略) 四 各格子点における金利の変化分の合成により得られる曲線が当該債券のポートフォリオの利回り曲線に係る同一の各格子点の金利の変化分の合成により得られる曲線と近似していること等、金利感応度を同一の金利の変動に対応する債券のポートフォリオの価値の変動と同視しうることを。 4 第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、金利感応度の分析方法を変更しようとする場合においては、所管金融庁長官等の承認を受けなければならない。 5 (略)
(外国為替リスク相当額) 第八条 (略)	(外国為替リスク相当額) 第九条 (略)
(コモディティ・リスク相当額) 第九条 (略)	(コモディティ・リスク相当額) 第十条 (略)
第三節 内部管理モデル方式 (内部管理モデル方式)	第三節 内部管理モデル方式 (内部管理モデル方式)

第十条 (略)	第十一条 (略)
(内部管理モデル方式の承認)	(内部管理モデル方式の承認)
第十一条 金融商品取引業者は、内部管理モデル方式を用いようとするときは、所管金融庁長官等の承認を受けなければならない。	第十二条 金融商品取引業者は、内部管理モデル方式を用いようとするときは、所管金融庁長官等の承認を受けなければならない。
2 前項の承認の対象となる内部管理モデルは、次に掲げる二種類とする。	2 前項の承認は、次に掲げる二種類とする。
一・二 (略)	一・二 (略)
3 (略)	3 (略)
(承認申請書の提出)	(承認申請書の提出)
第十二条 前条第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。	第十三条 前条の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。
一・四 (略)	一・四 (略)
2 (略)	2 (略)
(承認の基準)	(承認の基準)
第十三条 所管金融庁長官等は、第十一条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	第十四条 所管金融庁長官等は、第十二条の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 第三条第四項の規定に基づき標準的方式と内部管理モデル方式	三 第四条第四項の規定に基づき標準的方式と内部管理モデル方式

を選択して市場リスク相当額を算出する場合には、その合理的な理由があること。

2 前項第一号の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。次号において同じ。）がリスク管理の手續に積極的に関与し、かつ、責任を負う体制となっていること。

六～九 (略)

3 第一項第二号及び第二項第九号の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、有価証券等の保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日より短い保有期間によって算出したバリュ・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

(注) $\text{VAR}(t)$ は、保有期間を t ($t < 10$) 営業日として算出したバリュ・アット・リスクとする。

二 ヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下この号及び第八号において同じ。）の観測期間は一年以上とし、三月に一回以上更新すること。また、ヒストリカル

を選択して市場リスク相当額を算出する場合には、その合理的な理由があること。

2 前項第一号の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。以下同じ。）がリスク管理の手續に積極的に関与し、かつ、責任を負う体制となっていること。

六～九 (略)

3 第一項第二号の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、有価証券等の保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日より短い保有期間によって算出したバリュ・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

(注) $\text{VAR}(t)$ は、保有期間を t 営業日として算出したバリュ・アット・リスク、 $t < 10$

二 ヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下この項において同じ。）の観測期間は一年以上とし、三月に一回以上更新すること。また、ヒストリカル・データ

ル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合においては、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均を合理的なものとする。

三六 (略)

七 オプション取引等のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに計測するとともに、オプションに特有のリスクについても計測すること。

八 株式、金利、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関係数に基づいてポジション同士を相殺する場合には、当該相殺を合理的に説明した書類を作成し、かつ、保存すること。また、ヒストリカル・データについては、毎月一回以上更新し、かつ、相関係数を修正すること。

4 所管金融庁長官等は、第十一条第二項第二号に掲げる内部管理モデルについて同条第一項の承認をしようとするときは、第一項各号に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一五 (略)

(届出及び承認の取消し)

第十四条 第十一条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

をその各数値に掛目を乗じて使用する場合においては、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均を合理的なものとする。

三六 (略)

七 オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに計測するとともに、オプションに特有のリスクについても計測すること。

八 株式、金利、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関係数に基づいてポジション同士を相殺する場合には、当該相殺を合理的に説明した書類を作成し、かつ、保存すること。ただし、ヒストリカル・データについては、毎月一回以上更新し、かつ、相関係数を修正すること。

4 所管金融庁長官等は、第十二条第二項第二号に掲げる内部管理モデルの承認をしようとするときは、第一項各号に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一五 (略)

(届出及び承認の取消し)

第十五条 第十二条の承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 超過回数(第十条第二項本文に規定する超過回数をいう。次項及び第四項において同じ。)が四回以上となったとき。

四 (略)

2 第十一条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して所管金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第四号に基づく届出を行う金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又は当該届出後速やかに提出しなければならない。

4 所管金融庁長官等は、超過回数が十回以上となった場合において、当該金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十一条第一項の承認を取り消すことができる。

5 前項の規定にかかわらず、第十条第二項に規定する超過回数が二十回以上となったときは、第十一条第一項の承認は、その効力を失う。

6 所管金融庁長官等は、金融商品取引業者が第一項の規定による届

一・二 (略)

三 超過回数(第十一条第二項本文に規定する超過回数(同項ただし書の規定により特殊要因に起因すると認められるものを控除する前の超過回数)をいう。次項及び第四項において同じ。)が四回以上となったとき。

四 (略)

2 第十二条の承認を受けた金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して所管金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第四号に基づく届出を行う場合には、金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

4 所管金融庁長官等は、第十二条の承認を受けた金融商品取引業者における超過回数が十回以上となった場合において、当該金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十二条の承認を取り消すことができる。

5 前項の規定にかかわらず、第十一条第二項に規定する超過回数が二十回以上となったときは、第十二条の承認は、その効力を失う。

6 所管金融庁長官等は、金融商品取引業者が第一項に規定する届出、

出、第二項の規定による届出書及び書類の提出若しくは第三項の規定による提出を怠った場合又は第一項第四号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いることが不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十一条第一項の承認を取り消すことができる。

第四章 取引先リスク相当額

(削る)

(取引先リスク相当額の算出)

第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。

一 次の表に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乗じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

取引	期間	掛目（パーセント）
(略)	(略)	(略)

(注1) 取引の欄に掲げる取引（その他のコモディティ関連取引を除く。）のいずれにも該当しない先物取引、先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引は、その他のコモディティ関連取引として取り扱うものとする。

第二項に規定する届出書及び書類の提出若しくは第三項に規定する書類の提出を怠った場合又は第一項第四号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いることが不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十二条の承認を取り消すことができる。

第四章 取引先リスク相当額

第十六条 府令第一百七十八条第一項第二号に規定する取引先リスク相当額は、この章の規定に基づき算出した額をいう。

(取引先リスク相当額)

第十七条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。

一 次の表の上欄に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を想定元本の額に乗じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及び正の値をとる再構築コストの合計額

取引	期間	掛目（パーセント）
(略)	(略)	(略)

(注1) 取引の欄に掲げる取引のいずれにも該当しない先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引は、その他のコモディティ関連取引として取り扱うものとする。

(注2) (略)

(注3) 上記取引のうち、日々の値洗いによる証拠金が必要として
いる取引所取引及び日々の値洗いによるマージンコール(清
算機関等(金融商品取引清算機関及び商品取引清算機関(商
品先物取引法第二十八条第十八項に規定する商品取引清算機関
及び外国におけるこれに相当するものをいう。)(注6)にお
いて同じ。))をいう。以下この(注3)において同じ。))の債
務の引受けが行われた取引に係る金銭の受領額の現在価値
と有価証券の受領数量の時価額の合計が当該取引に係る金
銭の支払額の現在価値と有価証券の引渡数量の時価額の合
計に満たない場合に、清算機関等の清算参加者がその不足額
を清算機関等に預託することをいう。))を必要としている清
算機関等の債務の引受けが行われた取引に係るものは除く。

二 前号の表に掲げる取引(現先取引又は貸借取引に限る。))の正
の値をとる再構築コストの額

三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

資産等	与信相当額
(略)	(略)

(注1) 預金を担保に供した場合で、当該預金の預け先と借入金の
借入先が同一金融機関である場合には、当該預金を除くこと
ができる。

(注2) (略)

(注2) (略)

(注3) 上記取引のうち、日々の値洗いによる証拠金が必要として
いる取引所取引及び日々の値洗いによるマージンコール(金
融商品取引清算機関の債務の引受けが行われた取引に係る
金銭の受領額の現在価値と有価証券の受領数量の時価額の
合計が当該取引に係る金銭の支払額の現在価値と有価証券
の引渡数量の時価額の合計に満たない場合に、金融商品取引
清算機関の参加者がその不足額を金融商品取引清算機関に
預託することをいう。))を必要としている金融商品取引清算
機関の債務の引受けが行われた取引に係るものは除く。

二 前号の表の上欄に掲げる取引(現先取引又は貸借取引に限る。))
の正の値をとる再構築コストの額

三 次の表の上欄に掲げる資産等の区分に応じ、同表の下欄に定め
る与信相当額

資産等	与信相当額
(略)	(略)

(注1) 預金を担保に供した場合で、当該預金の預け先と借入金の
借入先が同一金融機関である場合には、当該預金を控除す
る。

(注2) (略)

(注3) 短期貸付金からは、府令第七十七号第一項第三号ハに掲げるものを除くことができる。

(注4) 未収収益のうち信用取引(法第五十八号の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。)に係る委託手数料、有価証券品貸料、受取利息、名義書換の手続料、信用取引管理費及び信用取引貸株料であつて、決済時に入金されることが確実と見込まれるものについては、当該金額を未収収益から除き、信用取引資産に計上することができる。

(注5) 顧客への立替金は、期間が二週間未満のものに限り、非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第五号の表において同じ。)との先物取引における証拠金の授受において発生する一日分の立替金を除くことができる。

(注6) 短期差入保証金(取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。(注7)において同じ。)からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社(法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう)、商品取引所(商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。)又は商品取引清算機関に差し入れるもの及び信用取引差入保証金を除くことができる。

(注7) (注9) (略)

(注3) 短期貸付金からは、府令第七十七号第一項第三号ハに掲げるものを除く。

(注4) 未収収益のうち信用取引に係る委託手数料、有価証券品貸料、受取利息、名義書換の手続料、信用取引管理費及び信用取引貸株料であつて、決済時に入金されることが確実と見込まれるものについては、当該金額を上記未収収益から除き、上記信用取引資産に計上することができる。

(注5) 顧客への立替金は、期間が二週間未満のものに限り、非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第五号の表において同じ。)との先物取引における証拠金の授受において発生する一日分の立替金を控除することができる。

(注6) 短期差入保証金(取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。以下同じ。)からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社、商品取引所又は商品取引清算機関に差し入れるもの及び信用取引差入保証金を除く。

(注7) (注9) (略)

(注10) 上記資産等からは、法第四十三條の二第二項の規定による信託、府令第四百十三條第一項第一号又は第二号口及び第三百四十五條第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八條第一項第一号及び第九十八條の三の規定によるものに係るものを除くことができる。

四 次の表に掲げる取引の区分に応じ、同表に定める与信相当額

取引	与信相当額
(略)	(略)

(注1)・(注2) (略)

五 次の表に掲げる取引の区分及び経過日数の区分に応じ、同表に定める与信相当額

取引	経過日数	与信相当額
(略)	(略)	(略)

(注1)・(注2) (略)

2 (略)

3 リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一 (略)

二 第一項第四号の表に掲げる取引 次の表に掲げる取引の区分及び経過日数の区分に応じ、同表に定める率

取引	経過日数	率(パーセント)
----	------	----------

(注10) 上記資産等からは、法第四十三條の二第二項の規定による信託、府令第四百十三條第一項第二号及び第四百四十五條第四号に規定する信託並びに商品取引所法第二百十條の規定による信託に係るものを除く。

四 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める与信相当額

取引	与信相当額
(略)	(略)

(注1)・(注2) (略)

五 次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる経過日数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる与信相当額

取引	経過日数	与信相当額
(略)	(略)	(略)

(注1)・(注2) (略)

2 (略)

3 リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一 (略)

二 第一項第四号の表の上欄に掲げる取引 次の表の上欄に掲げる取引先の区分に応じ、中欄に掲げる経過日数に応じ、同表の下欄に掲げる率

取引	経過日数	率(パーセント)
----	------	----------

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

三 その他の取引又は資産等 次の表に掲げる取引先の区分に応じ、同表に定める率

取引先	率（パーセント）
(略)	(略)
適格格付を付与された金融機関等	(略)
適格格付を付与されていない金融機関等	(略)
適格格付を付与されたその他の法人等	(略)
適格格付を付与されていないその他の法人等	(略)
(略)	(略)

(注1) 適格格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が適格格付以外の格付を付与されている場合を除き、適格格付を付与されたものとみなす。

(注2) (略)

(注3) 次に掲げる者については、取引先の区分にかかわらず、取引先の区分に応じて乗じる率を一律百パーセントとする。

(1) 〃 (4) (略)

(注4) (略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

三 その他の取引又は資産等 次の表の上欄に掲げる取引先の区分に応じ、同表の下欄に定める率

取引先	率（パーセント）
(略)	(略)
指定格付を付与された金融機関等	(略)
指定格付を付与されていない金融機関等	(略)
指定格付を付与されたその他の法人等	(略)
指定格付を付与されていないその他の法人等	(略)
(略)	(略)

(注1) 指定格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が指定格付以外の格付を付与されている場合を除き、指定格付を付与されたものとみなす。

(注2) (略)

(注3) 次に掲げる者については、上記取引先の区分にかかわらず、取引先の区分に応じて乗じる率を一律百パーセントとする。

(1) 〃 (4) (略)

(注4) (略)

(注5) 金融商品取引清算機関は、適格格付を付与された金融機関等とみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、次の表に掲げる取引については、当該取引の区分及び同表に掲げる原契約期間の区分に応じ、同表に定める与信相当額に前項第三号に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を取引先リスク相当額とすることができる。

取引	原契約期間	与信相当額
(略)	(略)	(略)
買戻条件付売 買・貸借取引 (貸付け)	すべての期間	取引の対象となる 有価証券その他の 資産の時価額から 預託を受けている 担保金その他の資 産の時価額を控除 した額(正の値を とるものに限る。)
売戻条件付売 買・貸借取引 (借入れ)	すべての期間	預託している担保 金その他の資産の 時価額から取引の 対象となる有価証 券その他の資産の 時価額を控除した

(注5) 金融商品取引清算機関は、金融機関等のうち指定格付を付与された者とみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる取引については、当該取引の区分及び同表の中欄の期間の区分に応じ、同表の下欄に定める与信相当額に前項第三号に規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を取引先リスク相当額とすることができる。

取引	原契約期間	与信相当額
(略)	(略)	(略)
買戻条件付売 買・貸借取引 (貸付け)	全ての期間	取引の対象となる 有価証券その他の 資産の時価額から 預託を受けている 担保金その他の資 産の時価額を控除 した額(正の値を とるものに限る。)
売戻条件付売 買・貸借取引 (借入れ)	全ての期間	預託している担保 金その他の資産の 時価額から取引の 対象となる有価証 券その他の資産の 時価額を控除した

額（正の値をとるものに限る。）	5 第一項各号に掲げる額（信用取引に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び前項の規定により与信相当額を算出する場合において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているときは、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額（当該担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額）を当該与信相当額から控除することができる。
額（正の値をとるものに限る。）	5 第一項各号に掲げる額（信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び第四項に規定する与信相当額の算出において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合には、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額（当該担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額）を当該与信相当額から控除することができる。
6 第二条第六項の規定は、前項の有価証券等に係る市場リスク相当額について準用する。 7 異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引及び通貨先物取引並びに同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先渡取引及び有価証券に係る店頭デリバティブ取引については、取引の相手方が定期的に又は最終決済時に支払うべき金額を支払うべきこととなった日から六営業日経過しても払い終えていない場合には、当該金額（取引の相手方から担保金として預託された資産を処分した場合にはその処分額を控除した額）を取引先リスク相当額としなければならない。	6 第二条第六項の規定は、前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額について準用する。 7 異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引、同一の通貨間の金利のスワップ取引、金利先渡取引及び有価証券に係る店頭デリバティブ取引については、取引の相手方が定期的に又は最終決済時に支払うべき金額を支払うべきこととなった日から六営業日経過しても払い終えていない場合には、当該金額（取引の相手方から担保金として預託された資産を処分した場合にはその処分額を控除した額）を取引先リスク相当額としなければならない。
8 適格格付が付与されていない有価証券の発行者又は適格格付と同等の会社格付（保険金支払能力格付を含む。）を付与されていない者（以下この項において「適格格付が付与されていない有価証券の発	8 指定格付が付与されていない有価証券の発行者又は指定格付と同等の会社格付（保険金支払能力格付を含む。）を付与されていない者（以下この項において「指定格付が付与されていない有価証券の発

行者等」という。)との取引(信用取引を除く。)であって次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

一 適格格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合(次号に掲げる場合を除く。) 取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額

二 適格格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超える場合 取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額

9 (略)

第五章 基礎的リスク相当額

(基礎的リスク相当額の算出)

第十八条 (削る)

基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用(販売費、一般管理費及び金融費用(現先取引費用を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額に四分の一を乗じて得た額とする。

行者等」という。)との取引(信用取引を除く。)であって次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

一 指定格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合(次号に掲げる場合を除く。) 取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額

二 指定格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超える場合 取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額

9 (略)

第五章 基礎的リスク相当額

(基礎的リスク相当額)

第十八条 府令第百七十八条第一項第三号に規定する基礎的リスク相当額は、この条の規定に基づき算出した額をいう。

2 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用(販売費・一般管理費及び金融費用(現先取引費用を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額に四分の一を乗じて得た額とする。

2 各事業年度の決算において会計処理をした営業費用がある場合には、当該営業費用の額を営業費用の合計額に加算し、又はこれから控除しなければならない。 3 前二項に規定する営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。 一 支払手数料のうち、次に掲げるもの イ (略) ロ 営業収益と両建てとなる引受け・売出し手数料及び募集・売出しの取扱手数料の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）及び法第五十八条に規定する外国証券業者への払戻し 二〇六 (略) 4 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。	3 各事業年度の決算において会計処理をした営業費用がある場合には、当該営業費用の額を前項に規定する営業費用の合計額に加算し、又はこれから控除しなければならない。 4 前二項に規定する営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。 一 支払手数料のうち、次に掲げるもの イ (略) ロ 営業収益と両建てとなる引受け・売出し手数料及び募集・売出しの取扱手数料の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する「金融商品取引業者」をいう。以下この項において同じ。）及び法第五十八条に規定する外国証券業者への払戻し 二〇六 (略) 5 基礎的リスク相当額の算出において、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。
---	---

第六章 雑則

(經由官庁)

第十七条 (略)

(標準処理期間)

第十八条 所管金融庁長官等は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十一条第一項の規定による承認に関する申請に対する処分は、三月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

第六章 雑則

(經由官庁)

第十九条 (略)

(標準処理期間)

第二十条 所管金融庁長官等は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十二条の承認に関する申請に対する処分は、三月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)